

# 監査報告書

令和2年5月21日

学校法人羽陽学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人羽陽学園

監事 佐藤 恒

監事 武田 周治

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人羽陽学園寄附行為第15条の規定により、学校法人羽陽学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、公認会計士田牧大祐氏から、私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べるにあたり必要と認められた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上